

不動産に関するルールが大きく変わったのはご存知ですか？

2024年4月1日より

# 相続登記申請が義務化されました！

相続登記の期限：

不動産(土地・建物)を相続で取得したことを知った日から3年以内

相続により(遺言による場合を含みます。)不動産を取得した相続人は、相続により所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

## 相続した不動産、そのままにしていませんか？

2024年4月1日より、相続登記の申請が義務化となりました。

これにより、定められた期間内に正当な理由がないのに、

相続登記の申請手続きを行わなければ、罰則を受けることがあります。

改正前

相続登記を行なうかは任意

改正後

3年以内に相続登記の申請を行わなければならない。施行日より以前に相続となった場合も対象

《罰則》

10万円  
以下の過料

## 相続登記を放置しているとこんなことも・・・

- 権利関係が複雑になる可能性がある
- 相続した不動産の売却や抵当権設定が困難になる
- 他の相続人によって勝手に登記後売却されてしまう可能性がある
- 何らかの原因で不動産が損害を受けた場合、不動産賠償を受ける事が出来ない
- 二次相続の際に一次相続時の登録免許税が掛かる

相続した不動産に関するご相談は、私たち  
**「センチュリー21 相続不動産」**にお任せください。

スマホでかんたん  
無料相談 無料査定



CENTURY 21 相続不動産  
通話料無料  
0120-6666-06

〒164-0001 東京都中野区中野2丁目23番16 TEL: 03-6304-8036 FAX: 03-6304-8037  
<仲介> 東京都知事(12)39181号 (公社)不動産保証協会

センチュリー21の加盟店は、すべて独立・自営です。

